

青森県原子力政策懇話会設置要綱

(趣旨)

第1 県は、国の原子力政策、本県に立地する原子力施設の安全性、地域振興など原子力を巡る様々な課題について幅広い観点に立った意見を聴き、今後の原子力行政に適切に対応するとともに、県民の安全と安心を確保するため、青森県原子力政策懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2 懇話会は、25名程度の委員をもって構成し、座長及び座長代理を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。座長代理は、座長が指名する。

3 委員は、専門家及び有識者等とし、知事が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

5 委員が欠けたときにおける補欠の委員、又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(開催)

第3 懇話会は、知事が招集する。

2 懇話会の議事運営は、座長が行う。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長が会議に出席できないときは、座長代理が座長の職務を代理する。

4 知事は、必要に応じ一部の委員による会議を開催することができる。

5 知事は、必要に応じ懇話会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(指導・助言)

第4 知事は、原子力施設の安全性に関わる課題等について、必要に応じ委員に指導、助言を求めることができる。

(庶務)

第5 懇話会の庶務は、環境エネルギー部原子力立地対策課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成15年 9月11日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年10月 3日から施行する。

この要綱は、平成20年 9月18日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年10月13日に廃止する。